

# 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課)

23年度予算額(案) 7.9億円

## 目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進しつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物高効率熱回収やバイオマスエネルギー活用、電動式塵芥収集車の導入等により、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>の削減を推進することを目的としています。

## 事業内容

### 1. 廃棄物エネルギー導入事業

本事業は、廃棄物を主たる業とする民間事業者等が行う、以下の高効率な廃棄物エネルギー利用施設またはバイオマスエネルギー利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）について補助を行います。

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 廃棄物高効率熱回収  | (2) バイオマス発電       |
| (3) バイオマス熱供給   | (4) 廃棄物・バイオマス燃料製造 |
| (5) ごみ発電ネットワーク | (6) 熱輸送システム       |

### 2. 電動式塵芥収集車導入補助事業

地方公共団体又は民間事業者等が電動式塵芥収集車（パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。）を導入する際に導入費用に対して補助を行います。

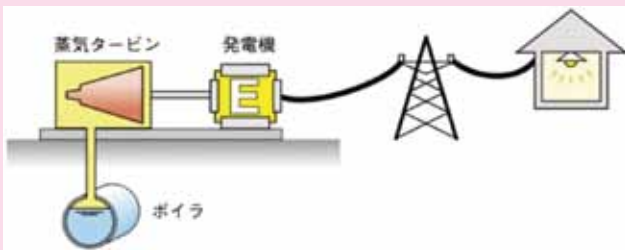


図1 廃棄物発電のイメージ

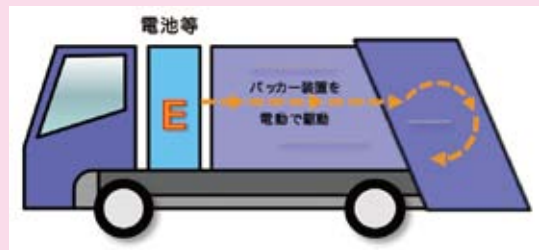


図2 電動式塵芥収集車のイメージ

## 補助内容

### 1. 廃棄物エネルギー導入事業

- (1) 補助対象者：民間事業者等
- (2) 補助対象施設・事業：以下の①～⑤すべての条件を満たすもの
  - ①一定以上のエネルギー利用効率等の要件を満たすもの
  - ②廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。（設置許可が必要なものに限る。）
  - ③地球温暖化防止に資する効果が十分高く、かつ事業者の取組として先進的であり、他事業者への波及効果が高いもの
  - ④熱利用先または製造された燃料の販売先が確定しているもの
  - ⑤その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等

#### (3) 補助交付額：

- ①事業内容の(1)～(4)について  
施設の高性能化に伴う増嵩（ぞうすう）費用です。  
（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とします。）
- ②事業内容の(5)及び(6)について  
補助対象となる施設整備費の1/2を限度とします。

補助対象施設整備費	
環境省	民間事業者等
1/3 (最大)	2/3

補助対象施設整備費	
環境省	民間事業者等
1/2 (最大)	1/2

### 2. 電動式塵芥収集車導入補助事業

- (1) 補助対象者：地方公共団体及び民間事業者等
- (2) 補助対象事業：電動式塵芥収集車（パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。）を導入する事業

#### (3) 補助交付額：補助対象事業について、通常車両との差額の1/2

補助対象事業費	
環境省	地方公共団体・民間事業者等
1/2 (最大)	1/2

# 低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業

(担当：総合環境政策局環境計画課)

23年度予算額(案) 18.0億円

## 目的・意義

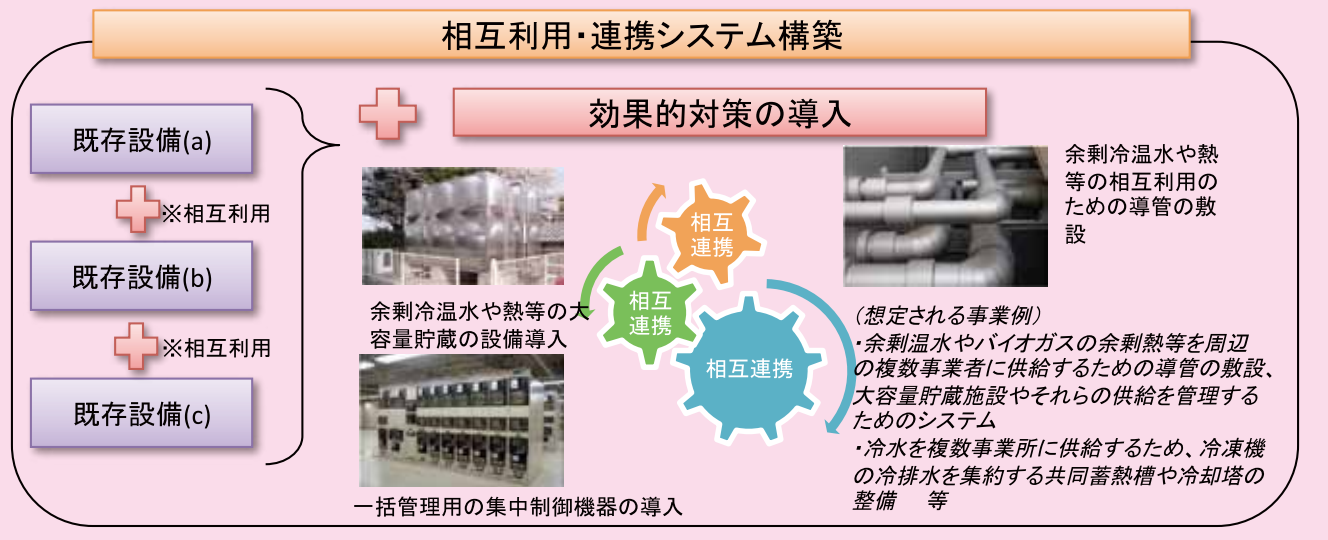
温室効果ガスの削減対策を推進するためには、先進的な設備を導入するだけでなく、既に導入されている設備の効率的な活用や効果的な対策・技術の共同導入並びにエネルギー等の相互利用を積極的に進めていくなど、事業者間の創意工夫による効果的な対策も必要です。本事業では、事業者が連携するために最適な設備の整備や効率的な運用を行うためのシステム構築並びに効果的な対策の導入の組合せにより、事業者の連携による低炭素化に向けたモデル的な取組を実施し、温室効果ガス 25%削減の実効性を検証します。

## 事業内容

### 【低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業（補助事業）】

技術的に確立され、①削減効果が確認されている対策の共同導入、②既存設備の能力の最大限活用、③相互連携システム構築の組合せ、により、温室効果ガス 25%削減目標を達成できる事業で、具体的に下記(1)～(3)の条件を満たす事業

- (1) 1990年比で、温室効果ガス 25%目標を達成すること
- (2) 事業者間が連携して実施することで、単体対策として実施するよりも、削減効果や費用対効果が高くなること
- (3) 事業完了後は、環境省が効果検証を行い、その結果を公表（効果検証の結果、削減目標を達成していない場合には、補助金を返還）



## 補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 対象事業：

技術的に確立され、①削減効果が確認されている対策の共同導入、②既存設備の能力の最大限活用、③相互連携システム構築の組合せ、により、温室効果ガス 25%削減目標を達成できる事業で、具体的に下記(1)～(3)の条件を満たす事業

- (1) 1990年比で、温室効果ガス 25%目標を達成すること
- (2) 事業者間が連携して実施することで、単体対策として実施するよりも、削減効果や費用対効果が高くなること
- (3) 事業完了後は、環境省が効果検証を行い、その結果を公表（効果検証の結果、削減目標を達成していない場合には、補助金を返還）

3. 負担割合：

総事業費の 1/2 を上限とする補助

<b>総事業費</b>	
環境省	民間事業者
1/2 (最大)	1/2

# 温泉エネルギー活用加速化事業

(担当 ①地球環境局 地球温暖化対策課 ②～④自然環境局自然環境整備担当参事官室)

23年度予算額(案) 4.5億円

## 目的・意義

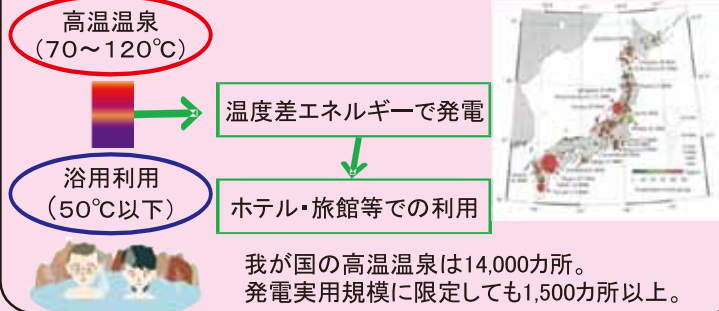
温泉発電、温泉熱・温泉付随ガス利用事業の自立的普及に向けて、初期需要を創出することによりコストの低減を図るため、温泉エネルギーを有効活用する民間団体等に対して補助を行うものです。

## 事業内容

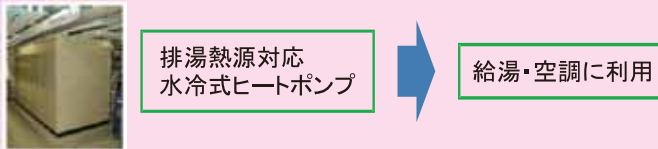
対象施設・設備	対象の条件
①温泉発電設備の設置	開発済温泉又は、自然湧出温泉を利用するものであり、固定価格買取制度による売電を行わないもの。
②ヒートポンプによる温泉熱の熱利用	次のいずれも満たすものであること。 ・温泉水を熱源とする設備であること。 ・加熱能力が14キロワット以上であること。
③温泉付随ガスの熱利用	次のいずれも満たすものであること。 ・原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。
④温泉付随ガスのコージェネレーション	・温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。

### 温泉熱の利用

#### ①【新規】温泉発電設備の設置



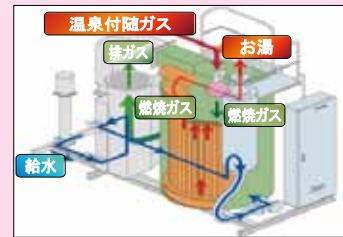
#### ②ヒートポンプによる温泉熱の熱利用



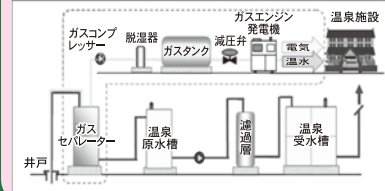
### 温泉付随ガスの利用

改正温泉法の附帯決議に明記された「分離したメタンの利活用」を推進

#### ③温泉付随ガスの熱利用



#### ④温泉付随ガスのコージェネレーション



## 補助内容

1. 補助対象者：民間事業者等
2. 補助対象設備・事業：
  - (1) 事業内容の①については、温泉発電設備
  - (2) 事業内容の②については、ヒートポンプ設備、周辺機器等
  - (3) 事業内容の③については、ボイラー等設備、ガス供給設備、周辺機器等
  - (4) 事業内容の④については、コージェネレーション設備、ガス供給設備、周辺機器等
3. 負担割合：

- (1) 事業内容の①③④について 総事業費の 1/2 を限度



- (2) 事業内容の②について 総事業費の 1/3 を限度

